

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

告

示

鳥取県告示第六百三十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告 示 米飯提供業者の登録

昭和三十九年二月鳥取県告示第四十二号の一部改正

土地の用途廃止

土地改良区の設立の認可

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

◇公 告 林業改良指導員資格試験の実施

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

倉振第二〇六号 昭四〇、一一、二五 山本百合子 本御茶屋 山栄荘 東伯郡三朝町大字三朝八六二 住所に同じ。

鳥振第二四六号 濱上 四郎 ピッコロ 鳥取市西町四丁目一〇一

鳥取県告示第六百三十二号

昭和三十九年二月鳥取県告示第四十二号（農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準）の一部を次のように改正し、昭和四十一年産の農作

物から適用する。

昭和四十年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表中 「水稲 耕作面積 二反歩」を「水稲 耕作面積 二〇〇アール」に改める。
「陸稲 耕作面積 一反歩」を「陸稲 耕作面積 一〇〇アール」に改める。

鳥取県告示第六百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十二月四日から用途廃止した。

場 所	地 目	面 積	用 途
米子市上福原字下吉池一四三七番地先から一四三九番地先まで	水路敷	一一・六九坪	水路敷
字中葭池一三八七番地先から一三九一番地先まで	〃	三一・五四坪	〃
字中葭池一三九一番地先から一四四〇番地先まで	〃	三五・八〇坪	道路敷
字西葭池一三九二番地先から一三九八番地先まで	〃	三一・二二坪	〃
字西葭池一四〇七番七地先から一三九四番地先まで	水路敷	二〇・九三坪	水路敷
字吉池一四四八番一地先から一四四二番地先まで	〃	五六・〇四坪	〃

鳥取県告示第六百三十四号

岩美郡国府町大字上地一五六の一番地 霜村則義ほか十四人の者から申請のあつた菅野土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正する。

昭和四十年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十二月十日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

3の項中「一級国道」及び「二級国道」を「一般国道」に、「二級国道倉吉姫路線」を「一般国道一七九号線」に改める。
6の項中「一級国道」を「一般国道」に、「二級国道岡山松江線」を「一般国道一八〇号線」に改める。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三三年四月鳥取県条例第一一七号）第2条の規定により、昭和40年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和40年12月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までの一に該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて、卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第2号)により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和41年2月10日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等

学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に、受験資格認定申請書(別記第1号様式)を添え、昭和41年1月7日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間 昭和40年12月20日から昭和41年1月14日まで(最終日の消印があるものは有効)

- (2) 受験願書の受付場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部造林課

- (3) 試験の日時 筆記試験 昭和41年2月10日午後1時から
口述試験 昭和41年2月11日午前9時30分から

- (4) 試験の場所 鳥取市立川町5丁目 鳥取県林業試験場

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行なう。

ウ 筆記試験項目は、次の必須項目と選択項目とし、選択項目は、受験者が選択した1項目について行なう。

必須項目 林業経営、造林、森林保護、特殊林産

選択項目 木材加工、林産化学、林業機械

エ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (別記第2号様式)
 - (2) 履歴書 (別記第3号様式)
 - (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
 - (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書 (別記第4号様式)
 - (5) 写真 (最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のもので裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 500円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。
 - (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
- 試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 試験に関し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会のこと。なお、郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

別記第1号様式 (日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有することの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

記

50がな 氏 名		
生年月日		性別
本 籍		
現住所		

別記第2号様式(日本標準規格B5)

受 験 願 書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

ふりがな氏名		
生年月日		性別
本 籍		
現 住 所		
選択項目		

別記第3号様式

履 歴 書

ふりがな氏名	生年月日	性別
本 籍		
現住所		

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地
年 月		

職 歴

勤務期間	勤 務 場 所	職 名	業 務 内 容
年 月 月 年 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ㊦

別記第4号様式

職 歴 証 明 書

職 名
氏 名

年 月 日生

- 1 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 2 教育に従事した期間及び勤務場所
- 3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名 印

昭和四年四月十一日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所

（定価一部一箇月三百円（送料を含む。））